

平成29年第1回潟上市議会定例会会議録（1日目）

○開 会 平成29年 2月21日 午前10:00

○散 会 午後 1:58

○出席議員（18名）

1番 鑑 仁 志	2番 堀 井 克 見	3番 佐々木 嘉 一
4番 小 林 悟	5番 澤 井 昭二郎	6番 藤 原 幸 雄
8番 藤 原 典 男	9番 西 村 武	10番 千 田 正 英
11番 戸 田 俊 樹	12番 菅 原 理恵子	14番 佐 藤 義 久
15番 児 玉 春 雄	16番 大 谷 貞 廣	17番 伊 藤 正 吉
18番 菅 原 久 和	19番 鈴 木 斌次郎	20番 伊 藤 榮 悦

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市 長 石 川 光 男	副 市 長 鑑 利 行
教 育 長 肥 田 野 耕 二	総 務 部 長 栗 山 隆 昌
市民福祉部長 藤 原 久 基	福祉事務所長 伊 藤 巧
産業建設部長 菅 原 靖 仁	水道局長 村 山 久 尚
教 育 部 長 菅 原 剛	農業委員会事務局長 佐々木 雅 輝
総 務 課 長 米 谷 裕 二	企画政策課長 千 葉 秀 樹
財 政 課 長 伊 藤 貢	税 務 課 長 櫻 庭 輝 雄
市 民 課 長 門 間 正 博	クリーンセンター長 今 井 祐 一
長寿社会課長 仲 山 和 法	社会福祉課長 筒 井 弥 生
健康推進課長 嗟 峨 司 子	産 業 課 長 櫻 庭 春 樹
都市建設課長 石 川 学	上下水道課長 児 玉 亮 悦
会計管理者兼会計課長 鑑 孝 子	教育総務課長 渋 谷 一 春
学校教育課長 高 桑 博 幸	幼児教育課長 宮 崎 久 春
文化スポーツ課長 櫻 庭 仁	選挙管理委員会・監査委員事務局長 児 玉 正 生

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 鈴木 整 議会事務局次長 伊藤 国栄

平成29年第1回潟上市議会定例会日程表（第1号）

平成29年 2月21日（1日目）午前10時開会

会議並びに議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告（議長、議会運営委員会委員長）
- 日程第 4 行政報告（市長施政方針）
- 日程第 5 承認第 1号 専決処分の承認について（平成28年度潟上市一般会計補正予算（第7号））
- 日程第 6 承認第 2号 専決処分の承認について（平成28年度潟上市一般会計補正予算（第8号））
- 日程第 7 承認第 3号 専決処分の承認について（平成28年度潟上市一般会計補正予算（第9号））
- 日程第 8 議案第 1号 潟上市防災行政無線通信施設設置条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 9 議案第 2号 潟上市固定資産評価審査委員会条例及び潟上市固定資産評価員の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第10 議案第 3号 潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第11 議案第 4号 潟上市市税条例等の一部を改正する条例（案）について
- 日程第12 議案第 5号 潟上市集会所設置条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第13 議案第 6号 潟上市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第14 議案第 7号 潟上市中小企業振興融資あっせんに関する条例の一部を改正する条例（案）について

- 日程第 1 5 議案第 8 号 潟上市立幼保連携型認定こども園に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 1 6 議案第 9 号 潟上市スポーツ振興基金条例等を廃止する条例（案）について
- 日程第 1 7 議案第 1 0 号 平成 2 8 年度潟上市一般会計補正予算（第 1 0 号）（案）について
- 日程第 1 8 議案第 1 1 号 平成 2 8 年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）（案）について
- 日程第 1 9 議案第 1 2 号 平成 2 8 年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）（案）について
- 日程第 2 0 議案第 1 3 号 平成 2 8 年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）（案）について
- 日程第 2 1 議案第 1 4 号 平成 2 8 年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）（案）について
- 日程第 2 2 議案第 1 5 号 平成 2 8 年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 2 3 議案第 1 6 号 平成 2 8 年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 2 4 議案第 1 7 号 平成 2 8 年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 2 5 議案第 1 8 号 平成 2 8 年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 2 6 議案第 1 9 号 平成 2 9 年度潟上市農業集落排水事業特別会計への繰入れについて
- 日程第 2 7 議案第 2 0 号 平成 2 9 年度潟上市下水道事業特別会計への繰入れについて
- 日程第 2 8 議案第 2 1 号 平成 2 9 年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計への繰入れについて
- 日程第 2 9 議案第 2 2 号 平成 2 9 年度潟上市一般会計予算（案）について

- 日程第 3 0 議案第 2 3 号 平成 2 9 年度潟上市国民健康保険事業特別会計予算（案）
について
- 日程第 3 1 議案第 2 4 号 平成 2 9 年度潟上市後期高齢者医療特別会計予算（案）に
ついて
- 日程第 3 2 議案第 2 5 号 平成 2 9 年度潟上市介護保険事業特別会計予算（案）につ
いて
- 日程第 3 3 議案第 2 6 号 平成 2 9 年度潟上市農業集落排水事業特別会計予算（案）
について
- 日程第 3 4 議案第 2 7 号 平成 2 9 年度潟上市下水道事業特別会計予算（案）につい
て
- 日程第 3 5 議案第 2 8 号 平成 2 9 年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計予算
（案）について
- 日程第 3 6 議案第 2 9 号 平成 2 9 年度潟上市豊川財産区特別会計予算（案）につい
て
- 日程第 3 7 議案第 3 0 号 平成 2 9 年度潟上市下虻川財産区特別会計予算（案）につ
いて
- 日程第 3 8 議案第 3 1 号 平成 2 9 年度潟上市和田妹川財産区特別会計予算（案）に
ついて
- 日程第 3 9 議案第 3 2 号 平成 2 9 年度潟上市飯塚財産区特別会計予算（案）につい
て
- 日程第 4 0 議案第 3 3 号 平成 2 9 年度潟上市水道事業会計予算（案）について
- 日程第 4 1 予算特別委員会の設置について
- 日程第 4 2 予算特別委員会の委員長、副委員長の選任について
- 日程第 4 3 議案第 3 4 号 市道路線の認定及び変更について
- 日程第 4 4 同意第 1 号 湖東地区行政一部事務組合議会議員の推薦について
- 日程第 4 5 同意第 2 号 湖東地区行政一部事務組合議会議員の推薦について
- 日程第 4 6 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第 4 7 議会議員政治倫理審査会委員の選任について
- 日程第 4 8 陳情第 1 号 地域別最低賃金の引きあげと全国一律最賃制の実現、中小
企業支援の拡充を求める陳情

日程第49 陳情第2号 共謀罪（テロ等組織犯罪準備罪）法案の国会提出に反対する陳情

午前10時00分 開会

○議長（伊藤榮悦） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、これから平成29年第1回潟上市議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1、会議録署名議員の指名】

○議長（伊藤榮悦） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、3番佐々木嘉一議員、4番小林 悟議員を指名します。

【日程第2、会期の決定】

○議長（伊藤榮悦） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月10日までの18日間としたいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月10日までの18日間に決定しました。

【日程第3、諸般の報告】

○議長（伊藤榮悦） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付のとおりです。朗読、説明は省略しますが、中川光博議員から1月31日付けをもって議員の辞職願が提出され、地方自治法第126条ただし書の規定により議長において同日付けで許可しましたので、その旨報告致します。

次に、議会議員政治倫理審査会からの報告について申し上げます。

既にご承知のとおり、千田正英議員に対し、議会議員政治倫理条例第8条に基づき審査請求書が提出され、議会議員政治倫理審査会に審査を求めた結果、同条例第9条に基づき「注意」が相当であるとの報告を受けております。詳細につきましては、皆さんにお配りしたとおりであります。議長として千田正英議員に対しましては、審査結果を尊重するとともに、条例を遵守する旨を伝えております。

議員の皆さんには、いま一度、本市議会の規範として制定されました「潟上市議会基

本条例」を鑑みていただきたいと思います。私たち議員には、二元代表制の議事機関として市民の負託に応える責務と、市民全体の福祉の向上及び地域社会の活力ある発展を目指すという使命が課されております。また、議員は市民全体の代表者として、その高い倫理的義務が課されていることを常に自覚し、市民の疑惑を招くことのないよう良心と責任感を持って行動すべく、議員の政治倫理についても規定されております。その具体性を示した「潟上市議会議員政治倫理条例」も制定されております。議員各位におかれましては、これらの条例等を遵守し、市民の信頼に全力で応えていただきたいと思います。そして、市民に開かれた議会、活力と魅力あふれるまちづくりの実現に向け邁進したいと思っておりますので、今度とも皆様のご理解、ご協力を宜しくお願い申し上げます。

以上であります。

次に、議会運営委員長からの報告を行います。11番戸田議会運営委員長。

【議会運営委員会の報告】

○議会運営委員長（戸田俊樹） おはようございます。

議会運営委員会の報告を致します。

議会運営委員会は2月8日に、提出予定議案、会期日程等を議題として、委員、正副議長、当局からの説明員として、副市長、総務部長の出席のもとに開催しております。

2月17日には、提出予定議案、一般質問、陳情の取り扱いのほか、議事日程及び議案等の付託を議題として、委員、副議長、当局からの説明員として総務部長の出席のもとに開催しております。

本定例会の運営についてご報告致します。

はじめに、予算特別委員会の設置について申し上げます。

当局から大綱説明を受けた後に予算特別委員会を設置し、関係議案を特別委員会へ付託する予定です。

その後、28日に特別委員会を開催し、補足説明、大綱質疑を行い、終了後、各常任委員会からなる分科会にて詳細に審査する予定です。

また、本会議最終日の午前に特別委員会を開催し、各分科会報告・質疑・討論・採決の順に行う予定となっております。

本会議最終日は午後から開催する予定で、予算以外の議案については各常任委員会報告・質疑・討論・採決の順に行い、予算議案については特別委員会報告・討論・採決の順に行う予定となっております。

なお、予算特別委員会は議場において開催し、当局の説明員については、本会議と同様の取り扱いとなりますので宜しくお願い致します。

議案審議について申し上げます。

議会運営委員会において当局より提案理由の概要説明を受けた結果、承認第1号から承認第3号までについては、本日の本会議にて審議、議案第1号から議案第6号までの条例改正（案）は、総務文教常任委員会へ付託、議案第7号の条例改正（案）は、産業建設常任委員会へ付託、議案第8号の条例改正（案）及び議案第9号の条例廃止（案）は、総務文教常任委員会へ付託、議案第10号から議案第18号までの各会計の補正予算（案）は、設置予定の予算特別委員会へ付託、議案第19号から議案第21号までの各特別会計への繰入れについては、設置予定の予算特別委員会へ付託、議案第22号から議案第33号までの各会計の当初予算（案）は、設置予定の予算特別委員会へ付託、議案第34号の市道路線の認定及び変更については、産業建設常任委員会へ付託、同意第1号及び同意第2号については、本日の本会議にて審議という区分で行うことと致します。

付託につきましては、皆様のお手元に委員会付託表として配付しておりますのでご確認ください。

陳情については、お手元に配付の陳情文書表のとおり所管の常任委員会へ付託することと致します。

一般質問について申し上げます。

一般質問については、通告者が3名となりましたので、2月23日の1日で終了し、2月24日は本会議を休会と致します。

抽選の結果、2月23日木曜日の1番目に12番菅原理恵子議員、2番目に9番西村 武議員、3番目に8番藤原典男議員となりましたので、宜しくお願い致します。

常任委員会及び予算特別委員会分科会審査について申し上げます。

常任委員会及び予算特別委員会分科会審査は、各委員会とも2月28日火曜日の特別委員会全体会終了後からの開会とします。

議会運営委員会委員の選任及び議会議員政治倫理審査会委員の選任について申し上げます。

議会運営委員会委員及び議会議員政治倫理審査会委員にそれぞれ1名の欠員が生じたことにより、委員の選任を行うものであります。本日の日程として、これを取り扱うことと致します。

以上、議会運営委員会の報告と致します。

○議長（伊藤榮悦） 議会運営委員長の報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

【日程第4、行政報告（施政方針）】

○議長（伊藤榮悦） 日程第4、市長の行政報告（施政方針）を行います。石川市長。

○市長（石川光男） 皆さんおはようございます。

平成29年第1回潟上市議会定例会の開会に当たり、市政の所信と平成29年度予算編成の概要を申し述べ、議員各位並びに市民の皆様に一層のご理解とご協力をお願い申し上げる次第であります。

<はじめに>

平成17年の春、市民の皆様の温かいご支援によりまして、新生・潟上市の初代市長として当選の榮に浴して以来、3期12年が過ぎようとしております。

これまで私は、誠心誠意、潟上市のまちづくりに取り組んでまいりました。その市政運営における信条は、終始一貫、「市民の目線に立ち、市民による市民のためのまちづくり」として、市民の一体感の醸成と活力あるまちづくりに努めてまいりました。その施策・事業を推進させることに没頭した日々の速さは、正に「光陰矢の如し」であります。

私は、4月16日の任期満了をもって市長を退任し、市政の舵取りを次代の方へ託すことと致しましたが、今後も本市が目指す「しあわせ実感都市」の実現に向け、行政の営みは絶えることなく続いてまいります。これまでの想いが継承され、全ての市民が健康で安心して暮らすことができ、この潟上に住んでいることに幸せを感じるようなまちづくりにつながっていくことを願っております。

さて、平成29年度の経済見通しについて、政府では「民需主導の持続的な経済成長と一億総活躍社会の着実な実現に向け、未来への投資を実現する経済対策に取り組むことにより、雇用・所得環境が引き続き改善し、経済の好循環が進展する中で、民需を中心とした景気回復が見込まれる。」（平成29年1月20日閣議決定）としております。

また、「経済再生なくして財政健全化なし」を基本に、「名目GDP600兆円経済」と「平成32年度の財政健全化目標達成」の双方の実現を目指しており、特に戦後最大の名目GDP600兆円に向けては、「地方創生」、「国土強靱化」、「女性の活躍」も含め、あらゆる政策を総動員することによって、デフレ脱却と経済の好循環をより確かな

ものにするとしております。

財政健全化と経済再生の両立を目指し、5年目に突入した「アベノミクス」ではありますが、地方においてはその成果を十分に実感できる状況にはありません。経済成長が重要であることに異論はございませんが、社会保障や税制の改革を同時に進めていくことによって、初めて達成が可能となるのではないかと考えており、今後の着実な推進を期待しているところであります。

本市においても、地域経済の再生と人口減少問題に取り組む「潟上市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく潟上の創生と、「第2次潟上市総合計画（前期基本計画）」に基づく新たなまちづくりがスタートしております。活力ある潟上市の持続可能性をさらに高めていく取り組みが未来に引き継がれるよう、残された任期に全力を注いでまいります。

＜当面する行政課題への取り組み＞

1、参画と協働のまちづくりの推進について。

真の豊かさが実感できる潟上市の創造に向け、市民参画と協働という市政運営のスタイルを一層進展させていくことを規定した「潟上市自治基本条例」の制定・施行から、5年の節目を迎えます。これを記念し、さらなる条例の周知と市民意識の高揚を図るため、記念事業を開催致します。

本市ではこれまで、関連制度として定めた3つの指針など、条例の理念を具体化させる取り組みを進めてまいりましたが、今後もより多くの市民の知識や経験をまちづくりへ活かしながら、市民自らも公共的な課題解決に向けて自主的に取り組んでいける、「市民自治」のまちづくりを推進してまいります。

2、第2次潟上市総合計画と地方創生の推進について。

平成28年3月に策定した「第2次潟上市総合計画（前期基本計画）」と「潟上市まち・ひと・しごと創生総合戦略」で目指す本市将来像の具現化に向け、各種事業を推進してまいります。

特に、総合計画（前期基本計画）で最重要課題に掲げる「市民参画と協働」、「子育てと教育」、「住みよさと魅力の向上」の3つのテーマと、総合戦略で定める「雇用創出のための産業振興」、「定住・移住対策」、「少子化対策」、「新たな地域社会の形成」の4つの基本目標に沿った取り組みに対しては、限られた経営資源を集中投下しながら、将来にわたる安定した人口構造の維持と地域経済の活性化を目指し、市民・行政

が一体となって推進してまいります。

3、行政改革の推進について。

「第3次潟上市行政改革大綱・集中改革プラン」では、「市民に開かれた市政の運営」、「簡素で効率的な行政運営の確立」、「時代の変化に対応した行政システムの構築」、「健全な自治体経営の推進」を本市の行政改革の目指す姿に掲げております。

健全な財政基盤の維持は、自治体経営に不可欠なものであります。本市は、これまでも不断のものとして行政改革に取り組んでまいりましたが、社会経済情勢の変化に的確に対応し、行政サービスを提供し続けるため、これまで以上に行政改革を推進してまいります。

また、28年度中に策定予定の「潟上市公共施設等総合管理計画」では、建物系施設の総量を今後10年間で5%抑制する方向で現在検討を進めております。29年度以降、この計画に基づき、個別に策定する施設種類ごとの計画において具体的な整備方針を定めることとしており、公共施設においても「選択」と「集中」による行政サービスの維持に努めてまいります。

4、市民の健康づくりの推進について。

国の健康づくり計画「第2期健康日本21」の地方版となる「健康かたがみ21（第2期）」の中間評価を実施致します。中間評価では、4歳児と小学校4年生の保護者並びに中学校2年生、高校2年生及び成人の計3,000人を対象にアンケート調査を行い、これまでの5年間の進捗状況を検証した上で、今後5年間の計画を見直し、本市総合計画に掲げる「健やかに暮らす、健康福祉都市」を目指していくものであります。

次に、成人保健事業では、これまで行っている胃・大腸・前立腺等、がん検診の精密検査費用の一部助成に「肺がん」を新たに追加し、精密検査をより受けやすい環境を整えます。

今後も市民が心身ともに健康で生き生きと生活を送り、健康寿命の延伸につながるよう、事業を推進してまいります。

5、農業振興について。

政府が昨年12月に閣議決定した29年度予算案では、担い手への農地集積・集約化による構造改革の推進、水田フル活用と経営所得安定対策の着実な実施、強い農林水産業のための基盤づくりなどの農林水産関係予算を2兆3,071億円を確保しております。

また、28年11月の「農林水産業・地域の活力創造本部」において、農業者が自由に経

営展開できる環境を整備するとともに、農業者の努力では解決できない構造的な問題を解決するため「農業競争力強化プログラム」を決定し、「農林水産業・地域の活力創造プラン」の中に位置づけ、生産資材価格の引き下げ、農産物の流通・加工の構造改革、収入保険制度の導入など13項目に取り組み、さらなる農業の競争力強化を推進することとしております。

28年産米は、昨年引き続き主食用米の生産数量目標を下回ったことにより、米の概算金については昨年より1,250円の上昇を見ております。これを踏まえ、29年産米の全国の生産数量目標は前年比約1.1%減の735万トンとし、本市には約0.2%減の1万145トンが配分されたところであります。なお、30年産米からは行政による生産数量目標の配分は行わず、生産者や集荷団体が需給見通しを踏まえ、需要に応じた生産をする仕組みとなります。

このような農業情勢の中、本市においては、地域農業の維持・発展を図るための法人化や新規就農者の確保・育成、経営規模拡大や複合経営の推進について、関係機関等と連携し農業振興を図ってまいります。

6、職員の人材育成について。

市職員の人事管理の基礎ツールとして28年度に導入した人事評価制度を、引き続き運用してまいります。本制度により、職員自らが強み・弱みを把握し、自発的な能力開発を促すとともに、評価者による面談等によりコミュニケーションを深め、組織内の意識の共有化や行政運営の効率化を図ってまいります。さらに、事務取扱いや待遇等の内部研修を計画的に行うほか、市町村アカデミーや県・市町村合同能力開発研修等の外部研修への参加による、職員個々の業務遂行意欲の向上と公務能率の増進に努めてまいります。

また、29年度は、実務研修の場として県市町村課へ本市職員1人を1年間派遣するほか、県地方税滞納整理機構と後期高齢者医療広域連合へも引き続き職員を派遣致します。さらに、秋田県の東京事務所へ職員を派遣し、首都圏での社会経済情勢を含む企業関連情報の収集、企業訪問等を県と連携し実施してまいります。

<平成29年度予算編成について>

国の平成29年度予算は、昨年12月22日に閣議決定されております。誰もが活躍できる一億総活躍社会の実現や経済再生をはじめ、成長と分配の好循環の確立に向けた重要政策課題に重点を置いた予算となっており、一般会計予算の規模は4年連続で過去最大を

更新し、約97兆4,500億円となっております。また、国債発行額を引き続き縮減し、前年度比622億円、0.2%減となっております、財政健全化にも配慮した予算となっております。

地方公共団体全体の財政規模を示す地方財政計画ベースでの収支見通しについては86兆6,100億円で、前年度比8,500億円、1.0%増となっておりますが、このうち政策的経費である地方一般歳出は70兆6,300億円で、前年度比7,100億円、1.0%増となっております。地方交付税の総額は16兆3,298億円で、前年度比3,705億円、2.2%減となっております。

本市の平成29年度当初予算は、「骨格予算」として編成しておりますので、予算規模は前年度を下回っておりますが、継続して取り組んでまいりました事業費については計上しております。

一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ136億3,800万円で、前年度と比較して9億8,200万円、6.7%減となっております。主な新規事業は、以下のとおりであります。また、主な継続事業は次のとおりであります。その他選挙費としては、秋田県知事選挙費1,312万5,000円、市長及び市議会議員補欠選挙費2,241万4,000円、市議会議員選挙費4,595万3,000円であります。

次に、特別会計予算及び企業会計である水道事業会計予算につきましては、特別会計と水道事業の企業会計を合わせた総額は110億524万4,000円で、前年度と比較すると3億4,431万7,000円、3.2%増となっております。このうち社会保障関係の3特別会計予算総額は、87億8,473万8,000円となっております。下水道関係の3特別会計予算総額は13億5,854万円で、主な事業は蒲沼及び蓮沼地区の下水道整備事業で、引き続き管路整備を実施し、下水道の普及促進に努めるものであります。

水道事業会計歳出予算額は、収益的支出6億2,579万円、資本的支出2億3,382万8,000円で、主な事業は昭和地区の中継ポンプ場整備事業で、実施設計を行うものであります。

<市民と共に築くまち>

私は、市長就任後初めての施政方針で、「少子高齢化の進展や国・地方の財政悪化など、社会経済情勢が大きく変化している中であって、いかに多様化する行政需要に対応し、行政サービスを維持し、より効率的で財政基盤の確立した自治体形成を目指すことができるか、潟上市長としての私に課せられたまちづくりへの責務であり、課題である」と述べました。

任期中を振り返ってみますと、リーマンショックに端を発した世界的不況の波が日本にも押し寄せ、消費の冷え込みや失業問題など、経済情勢は厳しい状況が続きました。また、国政においては政権交代によって政策が大きく見直されるなど、行政運営も多難を極めました。特に平成24年度の民主党政権下では、地方交付税の交付遅延という前例のない事態が発生するなど、潟上の創生期の12年間は、まさに時代の変革期であり、その状況下でも市民の皆様の負託に応えるべく、市民の目線に立った市政運営に努めてまいりました。

これまで、本市を取り巻く行政課題に的確に対応しながら行財政改革を進めた結果、合併時と比較し、財政基盤は格段に強化されました。また、「新市建設計画」を引き継ぐ、まちづくりの最上位計画となる「潟上市総合発展計画」（現：潟上市総合計画）の策定など、各種計画や制度等の制定、そして合併後の悲願であった新庁舎の建設など、将来の潟上市を見据えた合併後のまちづくりの基礎を築き上げることができました。

県内に69もの市町村があった「平成の大合併」前から、自治体は競争の時代と言われておりましたが、地方分権改革の進展に伴い、より一層の政策提案と実行が求められております。本市では、県内の他市町村に先駆け第1号として実施したものと致しまして、「男女共同参画都市宣言」や少子化対策の一環としての「不育症治療費助成事業」、また、市街化調整区域の土地利用の規制緩和策として、都市計画法第34条第11号による区域指定を行った、「潟上市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例」の制定があります。本市の追分地区が秋田県内で唯一人口が増加しているのは、この条例の制定が大きな要因であると思っております。

また、100人委員会の設置による「潟上市自治基本条例」の制定、さらには「水道水源保護条例」の制定や「環境基本計画」の策定に当たっては、市民の声を最大限に反映させる手法を取り入れ、成案としております。こうした一つ一つの事業を列挙すれば枚挙にいとまがありませんが、いずれの事業も市民参画を基本とし、市民と議会・行政が一体となって着実に推進してきたものであります。

潟上市は昨年、日経ビジネスが発表した「働く世代が住みやすい都市」ランキングで全国13位、また、東洋経済新報社が発表した「成長力」ランキングで全国25位にランクインするなど、全国上位となる高評価をいただきました。これは、これまで申し述べました各種施策の成果はもとより、市民の皆様、関係各位のご努力が評価されたものと捉えております。

困窮の米沢藩を再興した上杉鷹山は、「どんな人間も必ず小さな火種を持っている。その火種を元にして、新しい炭に火を移せば必ず黒い炭も赤々と燃える。こうした火種運動が連動して大きな火になる」と言っております。本市は、地域コミュニティをはじめとする市民団体等の活動が盛んなまちであります。心豊かに暮らすために、ともに汗を流し、行動を起こす。行政としてそうした活動を今後も支援し、高まった市民力で協働のまちづくりをこれからも着実に実践していくことにより、おのずと「しあわせ実感都市・潟上」が実現できるものと思っております。

最後になりますが、私の健康管理に対する不徳の致すところで市長退任を決断せざるを得なかったことは、市民の皆様へ深くお詫び申し上げます。退任が近づく今、このふるさと潟上で多くの人と語り、交流を深めながら市政の舵取り役を務めさせていただきましたことを誇りに思っており、市民の皆様、議員各位のご厚情に改めてお礼を申し上げます。また、天王町長2期、潟上市長3期を通じて、私を含め職員は法令を遵守し、市民の信頼を損なうような不祥事（汚職）が1件もなかったことは無限の喜びであり、幸せであります。これまでの職員の頑張り、成長に支えられてきたことに感謝申し上げます。

近年では珍しく降雪が多く、寒さも厳しかった今冬も間もなく終わりを告げ、春がやってまいります。例年であれば桜の花咲く春の訪れを待ち遠しく思っておりましたが、今年は少々複雑な気持ちであります。アメリカ軍人で連合軍の最高司令官を務めたダグラス・マッカーサー元帥は、退任時に「老兵は死なず、ただ消え去るのみ」と語っております。私も今後は市民の一人として、新しい市長さんによる潟上市の市勢発展を静かに見守っていきたいと思っております。

以上、当面する諸課題への取り組み、29年度予算案の概要に加え、私が市長就任以来歩んでまいりました足跡を少し述べさせていただきました。議会並びに市民各位には、今後とも市政への格別のご支援とご指導を賜りますよう切にお願い申し上げます、私の最後の施政方針と致します。ありがとうございました。

○議長（伊藤榮悦） これで行政報告、施政方針を終わります。

【日程第5、承認第1号 専決処分の承認について（平成28年度潟上市一般会計補正予算（第7号） から 日程第7、承認第3号 専決処分の承認について（平成28年度潟上市一般会計補正予算（第9号））】

○議長（伊藤榮悦） 日程第5、承認第1号、専決処分の承認について（平成28年度潟上

市一般会計補正予算（第7号）から日程第7、承認第3号、専決処分の承認について（平成28年度潟上市一般会計補正予算（第9号））までを一括議題とします。

承認第1号から承認第3号までについて、当局より一括して提案理由の説明を求めます。栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） おはようございます。

それでは、第1回潟上市議会定例会提出議案についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。

承認第1号、専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成29年2月21日提出 潟上市長 石川光男

次のページをお願い致します。

専決処分書

平成28年度潟上市一般会計補正予算（第7号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

平成29年1月19日 潟上市長 石川光男

別冊の平成28年度潟上市一般会計補正予算書（第7号）の1ページをお願い致します。

平成28年度潟上市一般会計補正予算（第7号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ155億9,295万7,000円とするものでございます。

4ページをお願い致します。

歳入予算について申し上げます。

18款1項1目繰越金は1億円の追加で、前年度繰越金でございます。

歳出予算について申し上げます。

8款2項1目道路維持費は1億円の追加で、除雪委託料でございます。

次に、議案書の3ページをお願い致します。

承認第2号、専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成29年2月21日提出 潟上市長 石川光男

次のページをお願い致します。

専決処分書

平成28年度潟上市一般会計補正予算（第8号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

平成29年2月2日 潟上市長 石川光男

別冊の平成28年度潟上市一般会計補正予算書（第8号）の1ページをお願い致します。

平成28年度潟上市一般会計補正予算（第8号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ156億9,295万7,000円とするものでございます。

補正の内容については、除雪委託料1億円を追加するもので、除雪委託料の総額を3億円とするものでございます。

次に、議案書の5ページをお願い致します。

承認第3号、専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成29年2月21日提出 潟上市長 石川光男

次のページをお願い致します。

専決処分書

平成28年度潟上市一般会計補正予算（第9号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

平成29年2月13日 潟上市長 石川光男

別冊の平成28年度潟上市一般会計補正予算書（第9号）の1ページをお願い致します。

平成28年度潟上市一般会計補正予算（第9号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ157億9,295万7,000円とするものでございます。

補正の内容については、承認第1号及び第2号同様、除雪委託料として1億円を追加するものでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） これから承認第1号、専決処分の承認について（平成28年度潟上市一般会計補正予算（第7号））について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから承認第1号を採決します。本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（伊藤榮悦） 起立全員です。したがって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、承認第2号、専決処分の承認について（平成28年度潟上市一般会計補正予算（第8号））について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから承認第2号を採決します。本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（伊藤榮悦） 起立全員です。したがって、承認第2号は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、承認第3号、専決処分の承認について（平成28年度潟上市一般会計補正予算（第9号））について質疑を行います。質疑ありませんか。11番。

○11番（戸田俊樹） ちょっとお聞きしたいのは、専決処分をされることで除雪費ですが、8号と9号、7号、これは繰入金と繰越金のこの違いについてちょっとご説明をいただきたいと思います。

○議長（伊藤榮悦） 栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） 11番戸田議員のご質問にお答え致します。

最初の2件につきましては、繰越金ということで財源とさせていただきました。3件目につきましては、財政調整基金を財源として使わせていただいております。その日にちをご覧になっておわかりのとおり、告示日の前日であります13日でございます。ということで、今回お願いする補正予算書並びに当初予算書ももう印刷されておまして、その部分について財源として、まあ繰越金はその段階で1億3,000万円ほどありましたけども、それを財源とすることができなかつたものですから財政調整基金を使わせていただいたということでございます。

○議長（伊藤榮悦） 11番。

○11番（戸田俊樹） 雪が降るたびに除雪費かかるわけですが、こういうふうな段階での財調を取り崩すということと、繰越金の財源があるのにもかかわらずそういうふうなことをする場合、若干説明をいただければありがたいなと思います。

以上。

○議長（伊藤榮悦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから承認第3号を採決します。本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（伊藤榮悦） 起立全員です。したがって、承認第3号は原案のとおり承認することに決定しました。

【日程第8、議案第1号 潟上市防災行政無線通信施設設置条例の一部を改正する条例（案）について から 日程第12、議案第5号 潟上市集会所設置条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（伊藤榮悦） 日程第8、議案第1号、潟上市防災行政無線通信施設設置条例の一部を改正する条例（案）についてから日程第12、議案第5号、潟上市集会所設置条例の一部を改正する条例（案）についてまでを一括議題とします。

議案第1号から議案第5号までについて、当局より一括して提案理由の説明を求めます。栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） それでは、議案書の7ページをお願い致します。

議案第1号、潟上市防災行政無線通信施設設置条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市防災行政無線通信施設設置条例の一部を次のように改正するものとする。

平成29年2月21日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、潟上市デジタル防災行政無線更新工事の実施に伴い、条例の関係部分を改正するものであります。

次のページをお願い致します。

主な改正内容についてご説明申し上げます。

平成27年度からの2カ年事業により実施しました潟上市防災行政無線のデジタル化更新工事に伴い、固定系施設（屋外拡声子局等）を移設等しておりますので、条例中の別表を次のように改めるものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

次に、議案書の12ページをお願い致します。

議案第2号、潟上市固定資産評価審査委員会条例及び潟上市固定資産評価員の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市固定資産評価審査委員会条例及び潟上市固定資産評価員の設置等に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

平成29年2月21日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、地方税法の規定により、関係条例の関係部分を改正するものであります。

次のページをお願い致します。

主な改正内容についてご説明申し上げます。

1点目は、潟上市固定資産評価審査委員会条例を一部改正するものでありまして、第1条の2で、潟上市固定資産評価審査委員会の委員の定数を3人として明確化するものでございます。

2点目は、潟上市固定資産評価員の設置等に関する条例を一部改正するものでありまして、第5条中の「地方財政委員会規則」を「総務省令」に改めるものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

次に、議案書の14ページをお願い致します。

議案第3号、潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

平成29年2月21日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、非常勤の特別職職員の費用弁償について必要な規定を設け、及び非常勤の特別職職員の職を追加する等のため、条例の関係部分を改正するものであります。

次のページをお願い致します。

主な改正内容についてご説明申し上げます。

1点目は、非常勤の特別職職員の費用弁償についてであり、非常勤の特別職職員が会議等に出席した際に、当該会議に出席するために要した交通費が1,000円を超える場合、交通費の実費相当額を支給することができるものとするものでございます。

なお、改正後の第5条第1項に規定しておりますが、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人は、これには含まれません。

次に2点目でございますが、非常勤の特別職職員として新たに加えるもの及び削るものがございます。新たに加えるものとしては、日額3,000円のもの「福祉諸計画検討委員会委員」、「地域協議会委員」及び「子どもの貧困対策協議会委員」、日額1万円のもの「医療行政推進協議会委員」及び「歯科医療行政推進協議会委員」、年額4,000円のもの「鳥獣被害対策実施隊員」でございます。削るものは「次世代育成支援対策地域協議会委員」でございます。

なお、この条例は、平成29年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案書の16ページをお願い致します。

議案第4号、潟上市市税条例等の一部を改正する条例（案）について。

潟上市市税条例等の一部を次のように改正するものとする。

平成29年2月21日提出 潟上市長 石川光男

提案理由は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令の公布等に伴い、関係条例の関係部分を改正するものであります。

次のページをお願い致します。

主な改正内容についてご説明申し上げます。

1点目は、第1条関係で、潟上市市税条例の一部改正でございます。法律上の用語の定義で、「仮認定特定非営利活動法人」としていたものを「特例認定特定非営利活動法人」に名称変更するもの、及び「住宅借入金等特別控除」の適用期限を2年延長するものがございます。

2点目は、第2条関係で、潟上市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正でございます。消費税税率の引き上げが平成31年10月1日へ延期したことに伴い、関係条例の関係部分を一部改正するものであり、「軽自動車税」については、「種別割」へ課税方

式を変更する予定であったものを従前どおりの「軽自動車税」として課税するもの、法人市民税の税率を従前の9.7%とするもの、並びに平成31年10月1日の消費税税率引き上げ後に、当初予定していた一部改正を適用するものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございますが、1点目で説明しました「特例認定特定非営利活動法人」への名称変更につきましては、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律の施行の日から施行するものでございます。

次に、議案書の25ページお願い致します。

議案第5号、潟上市集会所設置条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市集会所設置条例の一部を次のように改正するものとする。

平成29年2月21日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、二田新町児童館を集会所に変更するため、条例の関係部分を改正するものであります。

次のページをお願い致します。

主な改正内容についてご説明申し上げます。

現在建設中の「二田新町集会所」を「潟上市集会所設置条例」に新たに加えるものでございます。また、同時に「潟上市児童館設置条例」から「二田新町児童館」を「潟上市公民館条例」から「二田新町分館」を削るものでございます。

なお、この条例は、平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

- 議長（伊藤榮悦） これから議案第1号、潟上市防災行政無線通信施設設置条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託します。

次に、議案第2号、潟上市固定資産評価審査委員会条例及び潟上市固定資産評価員の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託します。

次に、議案第3号、潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。8番。

○8番（藤原典男） 15ページのところなんですけれども、いろいろ委員の方の名称がこう載っておりますが、一番下のところの鳥獣被害対策実施隊員というふうなのがありますけれども、これは定数は決まっているのでしょうか。もし決まっているとすれば定数満たされてるのかどうか、そこら辺のところをお願い致したいと思います。

○議長（伊藤榮悦） 菅原産業建設部長。

○産業建設部長（菅原靖仁） 8番藤原議員の質問にお答え致します。

鳥獣被害対策実施隊の人数なんですけど、現在、猟友会がございまして、猟友会が会員が35名、天王猟友会が24名の合計59名で、この猟友会の会員が鳥獣被害対策実施隊の人数となることとなります。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） ほかに質疑ありませんか。12番。

○12番（菅原理恵子） 私も同じく15ページなんですけれども、鳥獣被害対策実施隊員だけが年額4,000円となっておりますけれども、これの違い、ほかはみんな日額と違ってっておりますけれども、これだけ年額4,000円、それについて。

○議長（伊藤榮悦） 菅原産業建設部長。

○産業建設部長（菅原靖仁） 12番菅原議員の質問にお答えします。

この年額4,000円でありますけれども、これは周辺市町村の実態と合わせまして、八郎潟町、井川町、五城目町と同額の年額4,000円と考えております。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） 12番。

○12番（菅原理恵子） 周辺町村との同額ということだったんですけれども、去年、昨年みたいに熊出没したと違っていうと出動回数が増えると思うんですけれども、それでも同額という形でもっていくのでしょうか。

○議長（伊藤榮悦） 菅原産業建設部長。

○産業建設部長（菅原靖仁） 12番菅原議員の再質問にお答えします。

現在は費用弁償は支払っておりません。それで、今度は鳥獣被害防止計画を策定しまして、その中で鳥獣被害対策実施隊の設置を見込んでおりまして、今後新たに実施隊を設置するものでありまして、現在は支払っておりません。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） 3番。

○3番（佐々木嘉一） 私の質問も15ページの関連でございますけれども、かつて地域審議会というものがありまして、市町村の合併の特例に関する法律の規定によりまして条例を制定して、潟上市の合併と同時に発足し、設置運営され、10年その役目を終えて昨年の3月31日をもって廃止となりました。その後、当局においては、天王、昭和、飯田川3地区に地域協議会が設置され、会議が開催されたことは聞かされておりましたが、このたび非常勤特別職としての報酬及び費用弁償の支払に追加されました。このたびの3地区の地域協議会は、条例によることなく設置要綱等、市長による政策上必要な機関として設置されたものと理解しておりますけれども、その要綱についてはまだ私ども見ておりませんけれども、次によってお尋ねしたいと思います。

まず1つは、協議会の設置の時期はいつですか。

2つ目、設置の目的、趣旨については、どのようなものでしょうか。

3つ目は、協議会を構成する委員は何人ですか。

4つ目、協議する事務は何か。また協議会は、諮問機関か、承認機関でしょうか。

5つ目としては、会議の開催時期はいつでしょうか。

6つ目は、発展計画検討会議との関連性はどうかでしょうか。

以上であります。

○議長（伊藤榮悦） 栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） 3番佐々木議員のご質問にお答え致します。

今おっしゃってることは、ちょっと勘違いされてるのかなと思います。今回のこの改正案には、地域審議会にかわるものとしての団体は載せてございません。あくまでも私的諮問機関ということで、懇談会ということで設定しておりますので、条例化もしてませんし、今回の条例にも載っておりません。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） 3番。

○3番（佐々木嘉一） 私は勘違いしておりません。地域審議会というものがなくなりました。いつのときでしたか、議会からも引き続きこういうふうな会議が必要でないかというような要望もありまして、それを受けて3地区で協議会をつくったものだと思います。したがって、今回の今設置されまして、旅費を追加して3,000円というような費用

弁償等の支給の対象になっておりますので、その協議会がどのような、いつどういう目的で、何人で、それぞれ今質問したことがやるのかということを確認しているわけでございます。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） 栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） 3番佐々木議員の再質問にお答え致します。

今おっしゃってるのは多分地域協議会委員のことをおっしゃってるのかと思いますが、この部分につきましては社会福祉課の方での委員でございますので、今、佐々木議員がおっしゃってる地域審議会にかわるものとは別のものがございます。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） 3番。

○3番（佐々木嘉一） 今、この15ページの下の中身の地域協議会委員を私は今言っているのであります。ですから、この会議が開催されて出席した方からもお話聞いておりますけれども、いずれこの委員会がいつできているのか、その辺を今聞いてるわけです。まだやってねえすか。

○議長（伊藤榮悦） それでは、暫時休憩致します。11時10分まで休憩致します。

午前10時57分 休憩

.....
午前11時10分 再開

○議長（伊藤榮悦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番さんよろしいですか。

○3番（佐々木嘉一） すみません、私の早とちりといいますか、そういうことで大変申しわけございませんでした。ただね、この場合、やはりそのネーミングというのは非常に大事なので、フルネームでひとつ書いて、ひとつお願いします。終わります。

○議長（伊藤榮悦） ほかに質問。2番。

○2番（堀井克見） この問題も先ほどから同僚議員からちょっとね、ご指摘っていうか質問あります。一番私は下、鳥獣の被害の対策実施隊員と。昭和に何人いて、天王に何人いたっていうことで、まあ50何名って、これはわかりました。で、ほかの費用弁償が日額で設定されております。これだけがまず、先ほどもありましたけれども年額と。実は、私もいつもこの例あげるんですが、議会報告会で昨年ね、昭和地区に行きました。

そのときに、恐らく議長の方から当局にも市民要望ということであがってると思いますけれども、昨年の北秋田市阿仁に始まって、もう人食われてると、熊にね。そういうふうな状態が発生しております。で、潟上も、特に昭和豊川地区を中心にして、一時は運動会のとき出てきたこともありましたが、そういう熊の駆除というものが非常に重要だと。しかしながら一方において、それに対応する鳥獣、要するに猟友会の何ていうか、組合員が、会員がどんどん減少傾向にある。それは様々な要因が考えられるわけですが、そういうさなかに鳥獣に対する対応ということで、例えば潟上であれば、例えば果樹なんかもありますし、例えば水田だとかね、様々な熊のみならずあるわけですから、私はやはりこれね、さっき部長が素直な方で、おっしゃったことはわかります。井川がこうとか八郎潟がこうとかってそれは理由に足りませんで、ここ潟上ですから、潟上は潟上仕様とか対応というものをしなきゃだめだと思います。ですから、初めてのことで積算が難しいとか様々な要素はあるでしょうけれども、少なくともやはり猟友会ともう少し膝詰めで話をして、やはり出動したらね、金額はどうであれ、やはり日当で差し上げると。そうすれば、その方々も使命感というかやりがいもあるだろうし、それに細やかなフォローをするということなんで、私はやはりね、井川、五城目の例は例として、潟上はむしろ一步進んだ形の中の鳥獣対応、猟友会の育成というものに私は意を用いた方が、説得力もあるし、その方々もやる気が起きてくるんじゃないかな。それでは危険の排除につながっていくというふうなことで、いいことづくめになるというふうに私考えますので、その点について、これを反対するというわけじゃないけれども、今後十分検討する要素はあるんじゃないかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○ 8 番（藤原典男） 議長。

○ 議長（伊藤榮悦） はい。

○ 8 番（藤原典男） いいですか。

○ 議長（伊藤榮悦） はい、どうぞ。

○ 8 番（藤原典男） 議案第 3 号については、総務文教常任委員会への付託なんですね。

で、2 番さんは総務委員ですから、これについての発言は本会議ではできないわけでしょう。だから議事運営して、しっかりやってください。

○ 2 番（堀井克見） すいません、取り消します。

○ 議長（伊藤榮悦） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託します。

次に、議案第4号、潟上市市税条例等の一部を改正する条例(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。3番。

○3番(佐々木嘉一) 市税条例の一部を改正する条例について質疑を致します。

提案理由の中に、社会保障の安定財源の確保を図る税制の抜本的な改革というふうな提案理由がありますがけれども、条例の内容を見ますと、例えば自動車税、軽自動車税だとか排ガス対策等々を考慮したのですが、この条例改正によって社会保障財源の確保という観点から、どれくらいの増加税収が得られるか、その辺について試算してみたいでしょうか。もしありましたらお願いします。

○議長(伊藤榮悦) 栗山総務部長。

○総務部長(栗山隆昌) 3番佐々木議員にお答え致します。

試算ということですが、その辺の試算についてはしておりません。ただ、今回の形で影響するのが先ほど説明しましたとおり、これ一つ目が特定非営利活動法人、この名称変更ということでお話しさせていただきましたが、この部分があらわしてるものは、あくまでも申告の部分であります寄附金控除を受ける際に、この特例認定特定非営利活動法人という名称が出てまいりますので、その関連でこの部分を改正させていただくと、そういうことでございます。

○議長(伊藤榮悦) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託します。

次に、議案第5号、潟上市集会所設置条例の一部を改正する条例(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託します。

【日程第13、議案第6号 潟上市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例(案)について】

○議長（伊藤榮悦） 日程第13、議案第6号、潟上市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

本案について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原教育部長。

○教育部長（菅原 剛） それでは、議案書の27ページをお願い致します。

議案第6号、潟上市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市放課後児童クラブ条例の一部を次のように改正するものとする。

平成29年2月21日提出 潟上市長 石川光男

提案理由は、「おいわけ児童クラブ」の新設及び「でと児童クラブ」の利用児童数増加に伴い、児童クラブを増設するため、条例の関係部分を改正するものであります。

次のページをお願い致します。

主な改正内容についてご説明申し上げます。

1点目は、利用児童数が増加している追分地区児童館内の「おいわけ児童クラブ」及び「おいわけA児童クラブ」を「おいわけA児童クラブ」、「おいわけB児童クラブ」及び「おいわけC児童クラブ」として、新たに潟上市立追分小学校敷地内に設置するものでございます。

2点目は、1点目と同様に利用児童数が増加している「でと児童クラブ」を、「でとA児童クラブ」及び「でとB児童クラブ」に増設するものでございます。

なお、この条例は、平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託します。

【日程第14、議案第7号 潟上市中小企業振興融資あっせんに関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（伊藤榮悦） 日程第14、議案第7号、潟上市中小企業振興融資あっせんに関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

本案について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原産業建設部長。

○産業建設部長（菅原靖仁） それでは、議案書の29ページをお願い致します。

議案第7号についてご説明致します。

議案第7号、潟上市中小企業振興融資あっせんに関する条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市中小企業振興融資あっせんに関する条例の一部を次のように改正するものとする。

平成29年2月21日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、本制度の利便性をさらに向上させるため、条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページをお願いします。

主な改正内容についてご説明申し上げます。

今回の改正案は、一般事業資金と小口事業資金の貸付限度額を増額変更するもので、一般事業資金は1,000万円から2,000万円に、小口事業資金は1,000万円から1,250万円とするものであります。

近年、利用者からの限度額の引き上げ要望が多く、また、他市町村の例を参考に見ても今回の引き上げ額が妥当と判断致しました。

なお、この条例は、平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） これから質疑を行います。質疑ありませんか。3番。

○3番（佐々木嘉一） 今回の条例改正につきましては、それにつきましては別に異論はありませんけれども、実に昭和46年といいますと、まさに40年くらいもこの条例がそれぞれの商工業者に活用されているというふうな歴史がある条例だなというようなことで考えております。

このたびの改正につきましては、ただいま部長から説明ありましたように、一般事業資金については1,000万円から2,000万円、小口事業資金については1,000万円から1,250万円、それぞれ引き上げるというふうなことでありまして、それだけに資金需要なり、関係者が非常に使いやすい無利子の資金なのかなというふうなことでありますが、そこで質問でありますけれども、8,000万円で、毎年年度始めに当初予算で8,000万円を計上して、決算では8,000万円を回収するというふうなことであります。いずれ1,000万円から2,000万円、それぞれ引き上げるわけでありますけれども、借入れする方につきましては大変便利だろうけれども、その8,000万円の預託金の中でどのように運用されているものかについては、ほとんどわかりません。そこで、この預託金の運用状況について、

しかも貸付の条件としては10年以内というふうな一つの償還の期限もありますし、当然無利子だろうと思いますが、ただし信用保証協会の保証料については補助金を出してるというふうなことであります。このたびの予算を見ますと、687万5,000円の保証料の補助金でありますけれども、決算では、27年では500万円ちょっとというふうなことでありますので、いずれこの預託金の運用状況についてちょっとお知らせ願いたいと思います。

○議長（伊藤榮悦） 菅原産業建設部長。

○産業建設部長（菅原靖仁） 3番佐々木議員の質問にお答えします。

今、中小企業等振興融資あっせんに関する条例につきましては、これは貸付限度額の上限を変えたものでありまして、預託金はまた別の、関連はしてはいますが別のことでありますけれども、まず一応は資料ありますので……この預託金ですが、これは金融機関、6金融機関に振り分けてそれぞれ行っております。その中で28年の実績であります、31件借入れがあります。それで、1億3,656万円になっております。それで、過去の累計全部合わせると5億1,748万6,000円で、8,000万円の預託金に対してその8倍ですから、融資限度額が6億4,000万円。ですから今、保証残高が5億1,700万円のうち、残額が1億2,251万4,000円となっております。その内訳、その貸付の1,000万円の内訳は、こちらでは把握しておりません。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） 3番。

○3番（佐々木嘉一） ちょっと金額が大きくて理解できませんけれども、いずれ商工会員の方々が非常に便利に利用されているというようなことで、予算の8,000万円がちゃんと決算時には返ってきているというようなことでありますので、いずれその間の資金の量なり、あるいは貸付償還相当あると思いますが、それはそれとして今説明があったとおりであります、ただその場合、貸付の対象者を中小企業、言ってみれば中小企業信用保証保険法というふうなものがありまして、それらに該当する方がもちろんでございますけれども、それに特に市長が認めた者というふうなことがまたありますので、その場合、特に認めた、特にいわゆる対象として認めた方というのは今現在どういうふうな状況でしょうか。

○議長（伊藤榮悦） 菅原産業建設部長。

○産業建設部長（菅原靖仁） 3番佐々木議員の質問にお答えします。

多分、申請の資格のことだと思うんですが、市長が特に市の産業振興に寄与する者と認めた者というのはどういう人かという質問だと思いますけども、そこまではちょっと把握しておりません。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会へ付託します。

【日程第15、議案第8号 潟上市立幼保連携型認定こども園に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（伊藤榮悦） 日程第15、議案第8号、潟上市立幼保連携型認定こども園に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

本案について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原教育部長。

○教育部長（菅原 剛） それでは、議案書の31ページをお願い致します。

議案第8号、潟上市立幼保連携型認定こども園に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市立幼保連携型認定こども園に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

平成29年2月21日提出 潟上市長 石川光男

提案理由は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項及び第3条第1項の規定に基づき、認定こども園の種別を明確化するため、条例の関係部分を改正するものであります。

次のページをお願い致します。

主な改正内容についてご説明申し上げます。

1点目は、条例の題名を「潟上市立認定こども園に関する条例」に改めるものでございます。

2点目は、認定こども園法第2条第6項に規定する、認定こども園を設置することを定めるものでございます。

3点目は、2点目で設置を定めた認定こども園のうち、「潟上市立若竹幼児教育センター」及び「潟上市立出戸こども園」の2施設を同法第2条第7項に規定する幼保連携

型認定こども園とするもの、「認定こども園・昭和中央保育園」を同法第3条第1項の認定を受けた認定こども園とするものでございます。

また、本一部改正条例の附則第2項では、潟上市立保育所条例の一部を改正しており、同条例第2条の表を改めております。

なお、この条例は公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用するものでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託します。

【日程第16、議案第9号 潟上市スポーツ振興基金条例等を廃止する条例（案）について】

○議長（伊藤榮悦） 日程第16、議案第9号、潟上市スポーツ振興基金条例等を廃止する条例（案）についてを議題とします。

本案について、当局より提案理由の説明を求めます。栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） それでは、議案書の34ページをお願い致します。

議案第9号、潟上市スポーツ振興基金条例等を廃止する条例（案）について。

潟上市スポーツ振興基金条例等を次のように廃止するものとする。

平成29年2月21日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、基金の設置目的の事業に全額充当し、基金の活用が終了したことに伴い、関係条例を廃止するものであります。

次のページをお願い致します。

本条例の内容は、条例の廃止でございます。対象は、「潟上市スポーツ振興基金条例」、「潟上市地域福祉基金条例」及び「潟上市ふるさと水と土保全基金に関する条例」でございます。

なお、この条例は、平成29年3月31日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託します。

【日程第17、議案第10号、平成28年度潟上市一般会計補正予算（第10号）（案）について から 日程第40、議案第33号 平成29年度潟上市水道事業会計予算（案）について】

○議長（伊藤榮悦） 日程第17、議案第10号、平成28年度潟上市一般会計補正予算（第10号）（案）についてから日程第40、議案第33号、平成29年度潟上市水道事業会計予算（案）についてまでを一括議題とします。

議案第10号から議案第33号までについて、当局より一括して提案理由の説明を求めます。栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） それでは、議案書の36ページをお願い致します。

一般会計補正予算の大綱についてご説明申し上げます。

議案第10号、平成28年度潟上市一般会計補正予算（第10号）（案）について。

別冊のとおり

平成29年2月21日提出 潟上市長 石川光男

別冊の平成28年度潟上市一般会計補正予算書（案）（第10号）の1ページをお願い致します。

議案第10号、平成28年度潟上市一般会計補正予算（第10号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10億181万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ167億9,477万1,000円とするものでございます。

6ページをお願い致します。

第2表繰越明許費について申し上げます。

2款3項戸籍住民基本台帳費は、今回補正計上致します個人番号カード交付事業258万3,000円でございます。

3款1項社会福祉費は、経済対策臨時福祉給付金給付事業で1億2,458万2,000円と、今回補正計上致します地域介護・福祉空間整備事業74万9,000円でございます。これは、特別養護老人ホーム昭寿苑に防犯カメラ5台を設置するものでございます。

6款1項農業費は、今回補正計上致します農業基盤整備促進事業5,818万1,000円、2項林業費は、高能率生産団地路網整備事業で157万2,000円、3項水産業費は、水産業競争力強化施設整備緊急対策事業で3,105万円でございます。

8款2項道路橋梁費は、市道整備事業で5,900万円、3項河川砂防費は、急傾斜地崩壊対策事業で240万円でございます。

10款3項中学校費は、今回補正計上致します天王南中学校大規模改修事業6億1,493万2,000円でございます。

次に、第3表債務負担行為について申し上げます。

上町自治会館指定管理料は、平成29年度から平成33年度までの期間で、限度額104万円でございます。地域密着型特別養護老人ホーム聚恵苑整備事業補助金は、平成29年度から平成38年度までの期間で、限度額2,900万円でございます。

7ページをお願い致します。

第4表地方債補正について申し上げます。

起債の目的の保健衛生施設整備事業は、540万円を減額し、借入れをしないものでございます。これは、飯田川保健福祉センター実施設計にかかわるものでございます。

漁港整備事業は限度額1,220万円に増額、水産業強化対策整備事業は1,360万円に増額、道路整備事業は1億2,940万円に減額、公園施設整備事業は1億7,140万円に増額、中学校整備事業は4億8,990万円に増額するものでございます。

10ページをお願い致します。

歳入予算について主なものを申し上げます。

9款1項1目地方交付税は2億4,649万4,000円の追加で、普通交付税でございます。交付決定額と予算計上済額の差額を計上するもので、今年度の普通交付税額は58億3,775万8,000円でございます。

13款2項4目土木費国庫補助金は1,732万5,000円の減額で、社会資本整備総合交付金の実績見込みによるものでございます。

11ページをお願い致します。

5目教育費国庫補助金は1億99万8,000円の追加で、学校施設環境改善交付金でございます。国の補正予算によるもので、天王南中学校大規模改修事業でございます。

14款2項4目農林水産業費県補助金は3,434万7,000円の追加で、主なものは農業基盤整備促進事業補助金4,274万8,000円で、国の補正予算によるものでございます。

12ページをお願い致します。

16款1項1目寄附金は1,659万2,000円の追加で、ふるさと応援寄附金でございます。

18款1項1目繰越金は1億2,491万1,000円の追加で、前年度繰越金でございます。

20款 1 項市債は 4 億6,620万円の追加で、主なものは、13ページをお願い致します。

7 目教育債の中学校整備事業債 4 億7,560万円の追加でございます。

歳出予算について主なものを申し上げます。

14ページをお願い致します。

2 款 1 項15目諸費は5,506万8,000円の追加で、震災復興特別交付税返還金でございます。クリーンセンター基幹改良整備事業の過大交付分を返還するものでございます。

16目基金費は8,365万3,000円の追加で、主なものは、ふるさと応援基金積立金1,670万3,000円と財政調整基金積立金6,615万9,000円でございます。

15ページをお願い致します。

3 款 1 項 2 目障害者福祉費は2,618万4,000円の追加で、主なものは介護給付費・訓練等給付費3,519万5,000円で、障害者サービス利用量の増加によるものでございます。

6 目老人福祉費は32万9,000円の減額ですが、主なものは地域介護・福祉空間整備等補助金74万9,000円の追加でございます。国の補正予算によるもので、防犯対策強化事業として特別養護老人ホーム 1 施設の防犯カメラを設置に対し補助金を交付するものでございます。

16ページをお願い致します。

3 項 2 目扶助費は2,374万9,000円の追加で、前年度生活保護費等国庫負担金返還金の精算によるものでございます。

17ページをお願い致します。

6 款 1 項 4 目農地費は5,795万円の追加で、主なものは農業基盤整備促進事業の委託料及び工事請負費でございます。国の補正予算によるもので、農地の区画拡大や暗渠排水を整備するものでございます。

18ページをお願い致します。

8 款 2 項 2 目道路新設改良費は2,793万5,000円の減額で、社会資本整備総合交付金事業の実績見込みによるものでございます。

19ページをお願い致します。

10款 3 項 3 目学校整備事業費は 6 億1,493万2,000円の追加で、天王南中学校大規模改修事業に伴う経費でございます。国の補正予算によるもので、主なものは改修工事 5 億9,436万7,000円でございます。

12款 1 項 1 目元金は 2 億4,616万7,000円の追加で、主なものは市債 6 件分を繰上償還

するものでございます。

以上が一般会計補正予算の大綱でございます。

次に、議案書の37ページをお願い致します。

議案第11号、平成28年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）（案）について。

別冊のとおり

平成29年2月21日提出 潟上市長 石川光男

別冊の平成28年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算書（案）（第4号）の1ページをお願い致します。

議案第11号、平成28年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,202万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億2,267万5,000円とするものでございます。

補正の主な内容は保険給付費で、実績見込みによるものでございます。

次に、議案書の38ページをお願い致します。

議案第12号、平成28年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）（案）について。

別冊のとおり

平成29年2月21日提出 潟上市長 石川光男

別冊の平成28年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算書（案）（第4号）の1ページをお願い致します。

議案第12号、平成28年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ521万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,681万7,000円とするものでございます。補正の主な内容は後期高齢者医療広域連合負担金で、実績見込みによるものでございます。

次に、議案書の39ページをお願い致します。

議案第13号、平成28年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）（案）について。

別冊のとおり

平成29年2月21日提出 潟上市長 石川光男

別冊の平成28年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算書（案）（第4号）の1ペー

ジをお願い致します。

議案第13号、平成28年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,747万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億797万4,000円とするものでございます。補正の主な内容は介護給付費準備基金積立金で、介護保険事業費の精算によるものでございます。

次に、議案書の40ページをお願い致します。

議案第14号、平成28年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第3号）（案）について。

別冊のとおり

平成29年2月21日提出 潟上市長 石川光男

別冊の平成28年度潟上市下水道事業特別会計補正予算書（案）（第3号）の1ページをお願い致します。

議案第14号、平成28年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,395万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億6,939万8,000円とするものでございます。補正の主な内容は、消費税の確定によるものでございます。

次に、議案書の41ページをお願い致します。

議案第15号、平成28年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について。

別冊のとおり

平成29年2月21日提出 潟上市長 石川光男

別冊の平成28年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算書（案）（第1号）の1ページをお願い致します。

議案第15号、平成28年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ343万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ391万5,000円とするものでございます。補正の内容は、財産収入及び繰越金を財政調整基金に積み立てるものでございます。

次に、議案書の42ページをお願い致します。

議案第16号、平成28年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について。

別冊のとおり

平成29年2月21日提出 潟上市長 石川光男

別冊の平成28年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算書（案）（第1号）の1ページをお願い致します。

議案第16号、平成28年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80万7,000円とするものでございます。補正の内容は、繰越金を財政調整基金に積み立てるものでございます。

次に、議案書の43ページをお願い致します。

議案第17号、平成28年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について。

別冊のとおり

平成29年2月21日提出 潟上市長 石川光男

別冊の平成28年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算書（案）（第1号）の1ページをお願い致します。

議案第17号、平成28年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ98万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ162万2,000円とするものでございます。補正の内容は、繰越金を財政調整基金に積み立てるものでございます。

次に、議案書の44ページをお願い致します。

議案第18号、平成28年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について。

別冊のとおり

平成29年2月21日提出 潟上市長 石川光男

別冊の平成28年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算書（案）（第1号）の1ページをお願い致します。

議案第18号、平成28年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ36万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ117万4,000円とするものでございます。補正の内容は、繰越金を財政調整基金に積み立てるものでございます。

次に、議案書の45ページお願い致します。

議案第19号、平成29年度潟上市農業集落排水事業特別会計への繰入れについて。

平成29年度潟上市農業集落排水事業特別会計は、農業集落排水事業推進のため、地方財政法第6条の規定により、平成29年度潟上市一般会計から9,906万1,000円以内を繰り入れる。

平成29年2月21日提出 潟上市長 石川光男

議案書の46ページお願い致します。

議案第20号、平成29年度潟上市下水道事業特別会計への繰入れについて。

平成29年度潟上市下水道事業特別会計は、下水道事業推進のため、地方財政法第6条の規定により、平成29年度潟上市一般会計から5億583万3,000円以内を繰り入れる。

平成29年2月21日提出 潟上市長 石川光男

47ページをお願い致します。

議案第21号、平成29年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計への繰入れについて。

平成29年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計は、合併処理浄化槽事業推進のため、地方財政法第6条の規定により、平成29年度潟上市一般会計から496万7,000円以内を繰り入れる。

平成29年2月21日提出 潟上市長 石川光男

次に、議案書の48ページをお願い致します。

平成29年度潟上市予算の大綱についてご説明申し上げます。

議案第22号、平成29年度潟上市一般会計予算（案）について申し上げます。

それでは、2月8日の全員協議会にお配りしました、別冊の「平成29年度潟上市予算概要」によってご説明させていただきます。

1ページをお開きください。

平成29年度一般会計予算の総額は、歳入歳出とも136億3,800万円で、前年度予算比9億8,200万円、6.7%減でございます。

はじめに、歳入について申し上げます。

市税は25億2,531万9,000円で、前年度比2,065万9,000円、0.8%増でございます。

地方消費税交付金は5億2,000万円で、前年度比2,200万円、4.1%減でございます。

地方交付税は59億8,390万円で、前年度比736万4,000円、0.1%減でございます。

国庫支出金は15億2,542万4,000円で、前年度比1億5,691万4,000円、9.3%減ござ

います。

県支出金は9億550万7,000円で、前年度比15万2,000円の増で、ほぼ同額でございます。

繰入金は4億5,033万2,000円で、前年度比4,307万5,000円、8.7%減でございます。

繰越金は3億5,000万円で、前年度と同額でございます。

市債は7億280万円で、前年度比7億7,660万円、52.5%減でございます。

2ページをお願い致します。

これら歳入のうち、自主財源は28.0%で38億536万9,000円、依存財源は72.0%で98億3,263万1,000円でございます。

続いて、歳出について申し上げます。

議会費は1億8,491万7,000円で、前年度比193万8,000円、1.1%増でございます。

総務費は15億9,371万円で、前年度比1億3,905万円、8.0%減でございます。主な事業につきましては、自治基本条例施行5周年記念事業44万7,000円、出逢い・結婚支援事業90万円、情報セキュリティ対策強化事業835万5,000円、飯塚地区自治会館（仮称）整備事業8,727万6,000円、平成29年4月19日任期満了を迎えます秋田県知事選挙費1,312万5,000円、平成29年4月16日任期満了を迎えます市長及び市議会議員補欠選挙費2,241万4,000円、平成30年2月21日任期満了を迎えます市議会議員選挙費4,595万3,000円でございます。

民生費は53億2,261万3,000円で、前年度比1億4,649万3,000円、2.8%増でございます。主な事業につきましては、出産祝い金給付事業1,000万円、障害者福祉事業6億5,694万6,000円、福祉医療給付事業3億1,824万4,000円、全国健康福祉祭事業、ねんりんピックでございますが695万8,000円、児童扶養手当給付事業1億9,345万7,000円。3ページをお願い致します。園バス購入（出戸こども園）804万6,000円、児童手当給付事業4億5,018万円、生活保護給付事業9億275万6,000円、生活困窮者自立支援事業806万円、うち家計相談支援事業が18万9,000円でございます。

衛生費は9億2,676万1,000円で、前年度比5,559万2,000円、6.4%増でございます。主な事業につきましては、救急医療等支援事業1,978万2,000円、予防事業6,977万5,000円、母子保健事業4,310万7,000円、うち不妊・不育治療費助成事業439万4,000円、うちフッ化物塗布事業196万6,000円、うち新生児聴覚検査費助成事業109万円、成人保健事業8,552万9,000円、飯田川保健福祉センター改修事業6,222万1,000円、そして空き家解

体費補助事業が120万円でございます。

労働費は38万8,000円で、前年度比2万7,000円、6.5%減でございます。

農林水産業費は5億145万8,000円で、前年度比1,394万6,000円、2.7%減でございます。主な事業につきましては、青年就農給付金事業1,650万円、多面的機能支払交付金事業1億3,116万5,000円、農地集積加速化基盤整備事業700万円、高能率生産団地路網整備事業500万円、水産物供給基盤機能保全事業6,100万2,000円でございます。

商工費は3億3,849万円で、前年度比8,117万4,000円、19.3%減でございます。主な事業につきましては、共通商品券事業1,000万円、設備投資助成事業3,870万円、4ページをお願い致します。航空機部品製造工場開設貸付事業2,100万円、天王ふれあい交流センター改修事業1,042万5,000円、地域活性化イベント事業、これはグリーンランドまつりでありまして1,865万6,000円でございます。

土木費は9億9,207万7,000円で、前年度比4億6,379万8,000円、31.9%減でございます。主な事業につきましては、天王駅前1号線排水管更正事業1,644万9,000円、水神端新潟端線改良事業900万円、出戸新町48号線改良事業850万円、上北野13号線雨水排水処理事業730万円、鳥木沢地区急傾斜地崩壊対策事業200万円、新薬地区急傾斜地崩壊対策事業200万円、公園施設長寿命化計画策定事業3,283万2,000円、鞍掛沼公園E木橋改修事業921万7,000円、鞍掛沼公園移動式テントステージ設置事業849万2,000円、住宅リフォーム補助事業3,500万円、新関団地改修事業642万9,000円でございます。

消防費は9億1,350万4,000円で、前年度比2億305万5,000円、18.2%減でございます。主な事業につきましては、天王支団第1分団、二田でございますが消防器具庫整備事業1,648万2,000円、津波避難困難地域調査事業432万円、防災行政無線整備事業1,169万9,000円でございます。

教育費は11億1,303万8,000円で、前年度比5億2,715万3,000円、32.1%減でございます。主な事業につきましては、都城市との子ども交流事業226万9,000円、高校生通学費助成事業1,000万円、小学校防犯対策事業、防犯カメラの設置でございますが236万円、大豊小学校大規模改修事業、これは実施設計でありまして2,012万5,000円でございます。5ページをお願い致します。

災害復旧費は300万円で、前年度同額でございます。

公債費は17億3,304万4,000円で、前年度比2億4,218万円、16.2%増でございます。

また、歳出における性質別の内訳では、義務的経費は71億9,300万8,000円です。この

うち人件費は27億9,029万9,000円で、前年度比1億5,199万1,000円、5.2%減でございます。

扶助費は26億6,966万5,000円で、前年度比5,828万4,000円、2.2%増でございます。

公債費は17億3,304万4,000円でございます。

普通建設事業費は6億7,872万1,000円で、前年度比9億8,030万4,000円、59.1%減でございます。

物件費は17億3,827万9,000円、前年度比7,351万2,000円、4.1%減でございます。

維持補修費は1億6,975万円で、前年度比8,364万5,000円、33.0%減でございます。

補助費等は17億1,037万5,000円で、前年度比3,373万2,000円、2.0%増でございます。

特別会計に対する繰出金は20億5,445万6,000円で、前年度比2,515万4,000円、1.2%減でございます。

平成29年度一般会計当初予算の大綱は以上のとおりでございます。

続きまして、議案書、議案第23号から議案第33号までの特別会計及び企業会計について申し上げます。

特別会計と水道事業の企業会計を合わせた総額は110億524万4,000円で、前年度比3億4,431万7,000円、3.2%増でございます。

特別会計及び企業会計で実施する主な事業につきましては、国保システム導入事業5,772万5,000円、介護予防・生活支援サービス事業4,920万5,000円、農業集落排水管移設事業3,197万9,000円、下水道事業企業会計移行事業752万円、蒲沼地区下水道整備事業6,400万1,000円、蓮沼地区下水道整備事業4,061万2,000円、水道事業の新中継ポンプ場整備事業、これは実施設計でありまして3,280万5,000円、配水管移設事業1,560万6,000円でございます。

以上が平成29年度一般会計及び特別会計等の当初予算の大綱でございます。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） これで説明を終わります。

ただいまちょうど12時でございます。昼食のため13時30分まで暫時休憩致します。

午後 0時00分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（伊藤榮悦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

【日程第41、予算特別委員会の設置について】

○議長（伊藤榮悦） 日程第41、予算特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。議案第10号から議案第33号までについては、全員の議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号から議案第33号までについては、全員の議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

【日程第42、予算特別委員会の委員長、副委員長の選任について】

○議長（伊藤榮悦） 日程第42、予算特別委員会の委員長、副委員長の選任についてを議題とします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員長及び副委員長を選任するため、予算特別委員会を開催します。

暫時休憩します。

午後 1時31分 休憩

.....
午後 1時44分 再開

○議長（伊藤榮悦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

予算特別委員会の正副委員長が選出されましたので、報告致します。

委員長 8番藤原典男議員、副委員長 1番鑑 仁志議員。

以上のとおり決定しました。

また、予算特別委員会は、2月28日及び3月10日に開催される旨、併せて各常任委員会からなる予算特別委員会分科会を設置し、2月28日から3月3日までに詳細審査する旨の通知がありましたので、ご報告致します。

【日程第43、議案第34号 市道路線の認定及び変更について】

○議長（伊藤榮悦） 日程第43、議案第34号、市道路線の認定及び変更についてを議題とします。

本案について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原産業建設部長。

○産業建設部長（菅原靖仁） それでは、議案書の60ページをお願い致します。

議案第34号についてご説明を申し上げます。

議案第34号、市道路線の認定及び変更について。

下記のとおり市道の路線を認定し及び変更するため、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求める。

新たに認定する路線は1路線で、延長が175.6メートルです。また、変更する路線につきましては、60ページから62ページの全18路線であります。これは、平成28年度に実施した道路改良工事、側溝改良工事及び路線の見直し等により、実延長、道路部面積、幅員の変更等による路線であり、これに伴う延長は933.1メートルの減となります。

平成29年2月21日提出 潟上市長 石川光男

提案理由であります。道路新設、既認定路線の見直し及び宅地開発等により帰属された道路を管理するため、路線の認定及び変更をする必要があるもので、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上により、潟上市道の総延長は40万14メートルとなります。昨年度より全体で757メートルの減となります。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） これから質疑を行います。質疑ありませんか。3番。

○3番（佐々木嘉一） 路線の認定・変更については異議ありませんけれども、ひとつ希望であります。例えば変更する路線の1番の旧、新となっておりますが、その路線の名称が天王・大久保線というふうなことであります。そして、起点・終点についてはこのとおりだけでも、内容は若干の違いがあるわけですが、いずれ路線の組み替えとか変更した場合の何といいますか、もしできれば、この認定の議案と一緒に図面もつけてもらえればよろしいのかなというような感じでございます。これは要望でございますけれども、その認定の場合はそういう必要はありませんか。道路法8条については。

○議長（伊藤榮悦） 菅原産業建設部長。

○産業建設部長（菅原靖仁） 3番佐々木議員のご質問にお答えします。

過去にはつけておりませんでした。これからは検討するように致します。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） ほかにありませんか。8番。

○8番（藤原典男） 今までであれば各町内会からのお願いというふうなことであがってきてるのがありますけれども、今回はそこら辺はどのようになっているのでしょうか。

○議長（伊藤榮悦） 菅原産業建設部長。

○産業建設部長（菅原靖仁） 8番藤原議員のご質問にお答えします。

今回新たに認定された路線であります。これは開発行為による道路整備されて寄附採納された路線であります。あと変更になった箇所については、主なものですが、豊川地区の農地基盤整備による市道の廃止が主なものであります。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） 8番。

○8番（藤原典男） 今の説明わかりましたけれども、じゃあ、今回は町内会からのお願いとかそういうふうなことはなかったっていうことですね。

○議長（伊藤榮悦） 菅原産業建設部長。

○産業建設部長（菅原靖仁） 8番藤原議員の再質問にお答えします。

今回は町内会からの要望はありませんでした。

○議長（伊藤榮悦） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会へ付託します。

【日程第44、同意第1号 湖東地区行政一部事務組合議会議員の推薦について 及び日程第45、同意第2号 湖東地区行政一部事務組合議会議員の推薦について】

○議長（伊藤榮悦） 日程第44、同意第1号及び日程第45、同意第2号、湖東地区行政一部事務組合議会議員の推薦についてを一括議題とします。

同意第1号及び同意第2号について、提出者の説明を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 同意第1号、湖東地区行政一部事務組合議会議員の推薦について。

湖東地区行政一部事務組合議会議員に下記の者を推薦したいので、湖東地区行政一部事務組合同規約第5条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住 所 湊上市飯田川飯塚字巢崎62番地

氏 名 門間 勉

生年月日 昭和30年7月13日

平成29年2月21日提出 湊上市長 石川光男

提案理由、湖東地区行政一部事務組合議会議員の古戸俊行氏が平成29年4月19日付けで任期満了となるので、湖東地区行政一部事務組合同規約第5条第1項の規定により、議

会の同意を得て議員を推薦しなければならないものであります。これが理由であります。

このほど潟上市消防団の異動がありまして、今まで団長でありました飯田川支団の古戸さんが退団することになり、代わって副団長となった飯田川支団の門間さんを推薦するものであります。

続きまして、同意第2号、湖東地区行政一部事務組合議会議員の推薦について。

湖東地区行政一部事務組合議会議員に下記の者を推薦したいので、湖東地区行政一部事務組合同規約第5条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住 所 潟上市昭和乱橋字後堰鴨田88番地1

氏 名 高橋寛儀

生年月日 昭和27年8月7日

平成29年2月21日提出 潟上市長 石川光男

提案理由、湖東地区行政一部事務組合議会議員の佐々木一信氏が平成29年3月31日付けで退任することから、湖東地区行政一部事務組合同規約第5条第1項の規定により、議会の同意を得て議員を推薦しなければならないものであります。これが理由であります。

昭和支団の佐々木さんも副団長を退任し、昭和支団の高橋さんが副団長になりましたので、高橋さんを推薦するものであります。

以上であります。

○議長（伊藤榮悦） 同意第1号について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから同意第1号を採決します。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（伊藤榮悦） 起立全員です。したがって、同意第1号は同意することに決定しました。

次に、同意第2号について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから同意第2号を採決します。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（伊藤榮悦） 起立全員です。したがって、同意第2号は同意することに決定しました。

【日程第46、議会運営委員会委員の選任について】

○議長（伊藤榮悦） 日程第46、議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。欠員による議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、5番澤井昭二郎議員を指名します。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（伊藤榮悦） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員には、5番澤井昭二郎議員を選任することに決定しました。

【日程第47、議会議員政治倫理審査会委員の選任について】

○議長（伊藤榮悦） 日程第47、議会議員政治倫理審査会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。欠員による議会議員政治倫理審査会委員の選任については、議会議員政治倫理条例第7条第3項の規定によって、18番菅原久和議員を指名します。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（伊藤榮悦） 異議なしと認めます。したがって、議会議員政治倫理審査会委員には、18番菅原久和議員を選任することに決定しました。

【日程第48、陳情第1号 地域別最低賃金の引きあげと全国一律最賃制の実現、中小企業支援の拡充を求める陳情 及び 日程第49、陳情第2号 共謀罪（テロ等組織犯罪準備罪）法案の国会提出に反対する陳情】

○議長（伊藤榮悦） 日程第48、陳情第1号、地域別最低賃金の引きあげと全国一律最賃制の実現、中小企業支援の拡充を求める陳情及び日程第49、陳情第2号、共謀罪（テロ等組織犯罪準備罪）法案の国会提出に反対する陳情を一括議題とします。

陳情第1号及び陳情第2号は、お手元に配付の陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（伊藤榮悦） 異議なしと認めます。したがって、陳情第1号及び陳情第2号は、陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

なお、2月23日木曜日、午前10時から本会議を再開しますので、ご参集願います。

どうもご苦勞様でした。

午後 1時58分 散会

